

公 示 日 : 2025 年 5 月 28 日 (水)

調達管理番号 : 25a00208

国 名 : タイ

担 当 部 署 : 地球環境部環境管理・気候変動対策第一チーム

調 達 件 名 : タイ国気候変動適応策強化プロジェクト

詳細計画策定調査 (評価分析)

適用される契約約款 :

- ・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務 (役務) が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 評価分析
- (2) 格 付 : 3 号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2025 年 7 月上旬から 2025 年 9 月中旬
- (2) 業務人月 : 1.22
- (3) 業務日数 : 準備業務 現地業務 整理業務
5 日 20 日 6 日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見 積 書 提 出 部 数 : 1 部
- (3) 提 出 期 限 : 2025 年 6 月 11 日 (水) (12 時まで)
- (4) 提 出 方 法 : 国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。 (<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出 5 営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知：2025 年 6 月 20 日（金）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

- ◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載
(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>) のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- | | |
|------------------|------|
| ① 業務実施の基本方針 | 16 点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制 | 4 点 |

(2) 業務従事者の経験能力等：

- | | |
|----------------|------|
| ① 類似業務の経験 | 40 点 |
| ② 対象国・地域での業務経験 | 8 点 |
| ③ 語学力 | 16 点 |
| ④ その他学位、資格等 | 16 点 |

(計 100 点)

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国及び類似地域	タイ及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

応募を排除する者はありませんが、本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。

(2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

タイは、気候変動の影響を最も受けている国の一つであり、豪雨による洪水、地滑り等によって甚大な人的・経済的被害が発生している。タイ政府は、2050年までに「カーボンニュートラル」、2065年までに温室効果ガス（GHG）排出量ゼロの達成を目指す目標を掲げ、2022年11月に国連気候変動枠組条約（UNFCCC）事務局に対し、「長期低排出発展戦略（LT-LEDS）」改訂版及び第2回「自国が決定する貢献（NDC）」を提出しており、適応については、2024年4月に国家適応計画（NAP）を閣議決定後にUNFCCC事務局に提出した。NAPでは、気候変動に強靱で、気候変動の影響に適応した持続可能な開発の達成をビジョンとし、①気候レジリエントな開発の構築、②開発パートナーの能力・意識の強化、③データベース・研究・知識・技術の開発という3つをミッションとして掲げている。また、①水資源管理（洪水、干ばつ対策）、②農業・食料保障、③観光、④公衆衛生、⑤天然資源管理、⑥人間の居住と安全保障を優先分野とし、優先分野ごとの目標・活動を記す適応行動計画2025-2030（Action Plan on Adaptation 2025-2030）を2025年中に最終化することを予定している。

天然資源環境省（MONRE）気候変動環境局（DCCE）は、現在、気候変動情報と適応実施のためのモニタリング・評価ガイドラインを策定中であり、2026年、地方政府機関や県の機関との継続的対話及びNAP実施強化のための基礎として、全国気候リスクマップ・データベースを改訂する予定である。こうした国の動きを受けて、地方レベルにおいても、県天然資源局（Provincial Offices of Natural Resources and Environment; PONRE）が、県レベルの緩和・適応行動計画を策定し、気候変動能力強化のために県気候変動・生物多様性調整センター（Provincial Climate Change and Biodiversity Coordination Center; PCCB）を設立した。

しかし、地方レベルでの気候行動について、緩和・適応策の計画実施、モニタ

リング・評価に関する技術的能力、気候情報・データ収集、資金アクセスの仕組み等に多くの課題が存在している。また、DCCE は MONRE 内の組織再編により環境保全推進局（DEQP）と環境政策計画局（ONEP）気候変動管理調整課を統合して 2023 年 8 月に設置された部局であり、DEQP に所属していた職員の多くは気候変動に係る知識・経験がないため、地方の PONRE 職員だけでなく、DCCE 職員の能力強化も必要な状況である。

上記の状況を踏まえ、本事業において、気候変動適応策の実施における国・県レベルでの能力を強化するとともに、DCCE の気候変動適応に関する情報・データ連携を強化し、データに基づき地域状況に応じた指標設定等によって適切な気候変動適応策実施のための制度・メカニズムの構築を行い、もってタイにおける気候変動適応への取り組みを強化する。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価 6 基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。また、準備・現地・整理業務の全工程は、ジェンダー平等を推進する視点に立って実施する。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

（１）準備業務（2025 年 7 月上旬）

- ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題も確認する。
- ② タイ側関係機関や他ドナー等に対する質問票（案）（英文）を作成する。作成した質問票（案）は、現地派遣前に JICA に提出する。
- ③ プロジェクトの PDM（Project Design Matrix）案、PO（Plan of Operations）案を検討する。
- ④ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。

(2) 現地業務 (2025年7月上旬～下旬)

- ① JICAタイ事務所等との打合せに参加する。
- ② タイ側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。
- ③ 事前に配付した質問票への回答や上記②を通じ、情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。
 - ア) 要請背景・内容
 - イ) 関連する開発計画、政策、制度
 - ウ) 関連各組織
 - (a) 所掌業務、組織体制、根拠法
 - (b) 人員体制
 - (c) 役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制
 - (d) 予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み
 - エ) 本プロジェクトに関連する他援助機関 (GIZ、EU、世界銀行、NGO 等) の活動動向、連携の可能性
 - オ) ジェンダー視点に立った調査の実施

上記の調査分析をジェンダー視点に立って行うほか、タイ国のジェンダー主流化指針・政策上の主要課題、気候変動対策とジェンダー主流化に関する情報 (政策制度、体制、取組状況、課題等)、本案件の実施機関を含む直接・最終裨益者のジェンダーで異なる課題・ニーズ、他ドナーや国連機関の関連情報の知見・取組状況等を把握する。把握したジェンダーに基づく課題・ニーズに対し、案件のPDM上の対応を提案する。
 - カ) 生物多様性に関連する取り組みや現状、生物多様性に向けたニーズや課題
- ④ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案 (プロジェクトの協力期間、実施体制、討議議事録 (R/D : Record of Discussions) を他分野の団員とともに検討する。
- ⑤ 関係者との協議で合意された内容について、R/D (案) (英文) 及び協議議事録 (M/M : Minutes of Meetings) (案) (英文) の作成に協力する。特に、PDM (案) の成果指標の設定について、開発課題別の指標例及び

代表的教訓レファレンス¹を踏まえ、主担当としての検討及び取りまとめを行う。

- ⑥ 実施機関に対するR/D（案）を含むM/M（案）の説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
- ⑦ 担当分野に係る調査結果をJICAタイ事務所等に報告する。

（３）整理業務（2025 年 8 月上旬）

- ① 報告会、打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② プロジェクトを巡る状況分析や評価 6 基準の観点から、リスク管理チェックシート（案）に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。
- ③ 評価 6 基準の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）を作成し、その取りまとめに協力する。
- ④ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書（案）を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

（１） 業務完了報告書

2025 年 9 月 12 日（金）までに提出。

次の①～②、及び収集資料一式を添付し、電子データにて提出する。

- ① 事業事前評価表（案）（和文・英文）
- ② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版の「X I. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

¹ [技術協力 開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス | 事業評価 | 事業・プロジェクト - JICA](#)

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は2025年7月7日～7月26日での実施を想定していますが、状況によっては8月12日～8月30日での実施の可能性があります。

本業務従事者は、JICAの調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括（JICA）

イ) 協力企画（JICA）

ウ) 評価分析（本コンサルタント）

③ 便宜供与内容

JICAタイ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎：あり

イ) 宿舎手配：あり

ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

エ) 通訳傭上：なし

オ) 現地日程のアレンジ：JICAが必要に応じアレンジします。なお、JICA団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ) 執務スペースの提供：なし

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料がウェブサイトで公開されています。

- ・ タイ国における統合的な気候変動適応戦略の共創推進に関する研究 終了
報告書

https://www.jst.go.jp/global/kadai/pdf/h2702_final.pdf

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（１名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA タイ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。
<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」
(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、

選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上